

ひとり親家庭特別医療費助成制度のご案内

■ **対象者** ひとり親(父または母)が子を扶養にとっており、なおかつ前年の所得税が非課税世帯の父または母。

■ **申請に必要なもの** **健康保険証(親と被扶養の子のもの)**
(代理人の方が申請される場合は、委任状と代理人の顔写真付きの身分証明書が必要です。)
※1月2日以降に鳥取市に転入された方は、前年中の所得課税証明書が必要です。

■ **患者負担額** ●通院の場合・・・1日あたり**530円**を医療機関窓口でお支払い頂きます。

同一の医療機関の受診では、ひと月に4回まで(2,120円)自己負担して頂き、**5回目以降の受診分は無料**となります。ただし、医療機関に受診する際、その都度保険証と特別医療費受給資格証を提示が必要です。他医療機関、歯科の場合は別途530円かかります。

●入院の場合・・・1日あたり**1,200円**を医療機関窓口でお支払い頂きます。
※市民税非課税世帯で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方については、ひと月あたりの負担は月15日までで、月最高18,000円となります。該当の方は入院の前に、保険証の発行元に申請し、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の会計窓口健康保険証、特別医療費受給資格証、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をご提示ください。

●薬剤費の場合・・・無料(自己負担なし)

※ただし、保険適用外診療分は対象となりません。

(主な保険適用外診療：食事代、病衣代、容器代、個室代、初診時選定療養費加算等)

【助成・方法】

■ **受給資格証の提示**

- 鳥取県内の医療機関では、医療機関を受診する際に、受給資格証を会計窓口で提示していただくことにより、窓口での自己負担額が上記の負担額になります。
- 未提示の場合は保険証の自己負担割合となります。
- 院外処方の場合には薬局にも提示してください。薬剤費が無料となります。

■ **償還払いの方法**

次の項目に該当する場合は医療機関で医療費を支払った後、差額の還付手続きを行ってください。

- 鳥取県外の医療機関を受診したとき(調剤も含む)
- 医師の指示で治療用装具(眼鏡・コルセットなど)を作ったとき(※加入している健康保険での手続きも必要)
- 医師の指示で受給資格証を交付前に受診したとき、受給資格証を提示せずに受診したとき

【必要なもの】

- ① 領収書(※レシートでは手続きできません。患者氏名・保険点数・医療機関名が記入されたもの)
- ② 特別医療費受給資格証
- ③ 金融機関等の通帳
- ④ 健康保険証

*代理での申請の場合、窓口にお越しになる方のご本人確認書類と、別世帯の方は委任状も必要です。
※治療用装具の償還申請については上記に加え、「診断書(写し)」と保険者からの「支給決定通知」が必要です。

※支払いから**5年以内**であれば、償還払い申請ができます。ただし、診療当時の資格保有確認ができない場合は、助成できません。

■ **資格証内容が変更する場合**(※転居・転出・氏変更・保険変更・死亡・生活保護開始・他公費移行 など)

- 変更後、変更届をご提出ください。
- 提出は、窓口、郵送、電子申請のいずれかの方法でご提出ください。〔※電子申請は、ネットワーク環境が必要です〕
- 転出の場合は、受給資格証をご返却ください。(転出日(異動日)以降資格証はお使い頂けません。)
- 保険証が変更した場合も届出が必要です。(資格証の内容は変更ありませんので、お持ちの証をご使用ください。)
※必要な書類は、保険年金課でご確認ください。

■ **更新について**

- ひとり親家庭の制度は毎年6月が更新月となっています。
- 6月中旬から下旬に、対象者(父・母)へ資格証又は通知文書をお届けいたします。
- 通知文書が届いた場合は更新手続きが必要です。(資格証は「申請月の初日まで」遡ることができます。)

■ **その他**

- 資格区分が複数対象となる場合、資格要件が整った時は、区分の選択ができます。(窓口でお手続きください。)
ただし、それ以降に資格区分を変更する場合は、年次更新期間中のみ変更できます。(資格喪失はその時点)

★お問い合わせ先：鳥取市コールセンター 0857-22-8111

★特別医療(ひとり親家庭)に関する手続き

鳥取市役所保険年金課医療助成係(13番 福祉総合窓口)または、各総合支所市民福祉課
〒680-8571 鳥取市幸町71番地